

高浜発電所に係る安全対策について

- 1 これまでの地域協議会等での説明を踏まえ、日本は海外からの化石燃料への依存度は約9割であり、第一次石油ショック当時よりも高い状況にあることから、エネルギー政策上、原子力発電所が必要なことについては一定理解した。
- 2 原子力発電所の安全性については、原子力規制庁、関西電力㈱、京都府原子力専門委員の3者から、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合した原子力発電所については、万が一事故が発生したとしても、福島のように住民が家に帰れない事態にはならないとの説明を受けた。
- 3 万一の際の住民避難については、市は先頭に立って取り組み、避難計画の策定及び避難の実施に努めるが、モニタリングポストの設置や避難道路の確保など、原子力防災対策について不十分な点があるため、立地自治体に準じた地域として、高浜町と同等の整備を要望する。
- 4 11月2日に開催した住民説明会には、自治会長をはじめ様々な団体から602名の参加があった。また、説明会の様子を収録したDVDを13名に貸出したほか、インターネットに公開した動画の閲覧数が約350回あり、約1,000人の方に説明を聞いていただいている。そういった中で広く質問等を募集したところ、82名から多岐にわたる内容で質問や意見をいただいた。
国の各機関、関西電力㈱からは、質問等に対する丁寧な回答をいただき、その回答を12月14日にホームページ上で公表するとともに、質問者本人に直接回答を行った。質問者には21日まで再質問の受け付けを行っているので、再質問の内容等を踏まえて、市民の理解度を判断したい。
- 5 いずれにしても、新たな技術の確保や再生エネルギーの導入による縮原発から脱原発に向けたロードマップを、できるだけ早く国から示してほしい。

高浜発電所に係る安全対策について

1 ① 原子力規制庁

- ・ 新規規制基準をクリアしたことで本当に安全といえるのか。
- ・ なぜ、事故発生時にSPEEDIを活用しないのか。
- ・ 一時移転の基準（20マイクロシーベルト）は高すぎるのではないか。

② 資源エネルギー庁

- ・ 風力発電・太陽光発電など自然エネルギーを拡大するべき。原発の再稼働により使用済み核燃料が増加する。処分場所が未定。こうしたことからエネルギー政策を見直すべきではないか。

③ 内閣府

- ・ バス等避難車両の確保・手配、要援護者の避難先、特殊車両の確保・手配
- ・ モニタリングポストの増設
- ・ 事故後の補償
- ・ 学校等の避難体制、安定ヨウ素剤の配布

④ 関西電力㈱

- ・ 安全確保対策に基づく、施設・設備の点検や訓練の実施状況

2 今回の住民説明会で、福島原発事故以来、原子力発電所の再稼働の動きがある中で、住民の皆さんが感じておられる不安は、ある程度、和らいだと思っている。

しかしながら、高浜発電所に近い上林地域からの避難路は府道1号線しかなく、バイパス化や拡幅の件、冬期の降雪、バス等避難車両の確保などの課題もあり、これからも協議を進めるようお願いしたい。

3 原子力規制庁や関西電力、内閣府も含めて、「100パーセント完全ということはない。」という説明であり、説明会を通じて、市民の皆さんからいただいた意見や質問をしっかりと受け止め、地域協議会にも反映させていきたいと考えている。市としては、住民の皆さんの安全・安心が第1であり、説明会の内容を十分理解いただくことが重要であると考えている。

説明会の内容については、専門的で理解するのが難しいとの意見もあったことから住民の皆さんにわかりやすい回答をお願いしたい。

高浜発電所に係る安全対策について

新規制基準では、「原発事故は起こり得る」という想定において、我々基礎的自治体の市町は、住民を「安全に、確実に避難させる」という責務を負っている。こうした中で、国として、また関西電力として、我々の住民避難計画の実効性が高まるよう、積極的なご支援をいただく必要があると考えている。そのうちの大きな課題として、

- 1 高浜発電所3・4号機再稼動に係る審査基準とした地震、またそのことによる津波が発生した場合の、周辺地の被災状況の想定を示されたい。その上で、複数の避難路を確保するため、国の責任においてインフラ整備を実施されたい。
- 2 国において実施される実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）の支援体制について、予め具体的な動員計画（被害府県・市町への割り当て等）を取り決めていただきたい。
- 3 放射性ヨウ素の甲状腺蓄積量を低減させるために服用する安定ヨウ素剤は、服用の時期により大きく効果に差が生じるものだが、その服用時期について、避難行動のどの段階において実施すればよいか明確に示されたい。
また、安定ヨウ素剤の配布に当たっては、相当数の医師や薬剤師の関与が必要となるが、医療従事者がもとより少ない当地域では、その確保が困難であると思っている。避難者が適時・確実に服用できる体制を国の責任で構築されたい。
- 4 新規制基準において放射性物質が拡散した場合の対策を定めている以上は、その拡散状況をしっかりとシミュレーションし、O I L（運用上の介入レベル）に応じた各地域の拡散予測時間を、人体に及ぼす影響と合わせ、国のデータとして示されたい。

高浜発電所に係る安全対策について

福知山市としては以下のことについて、引き続きこの地域協議会の場などで検討が進められることを求めたい。

実効性のある避難計画の確立として

- 1 緊急時モニタリング結果の共有と結果を受けての方策の確立
- 2 U P Z 圏外に放射性物質が拡散した場合の避難先等、住民避難のあり方の検討
- 3 避難路の確保と避難車両集中による渋滞防止の方策の検討
- 4 水害などの同時発生や広域避難なども想定した重要な避難経路となる道路（府道、国道175号、国道9号、国道429号）等ハード整備の推進
- 5 本市特有の対応である府内他市からの避難者の受入に関する体制や手順の検討

最後に原子力政策の推進全般について、まだまだ国が進めようとしていることの理解が、市民に十分伝わっていないと感じた。国の責任における安全確保の手立てや今後のエネルギー政策の方向性をしっかりと国民に伝えることを引き続きお願いしたい。

高浜発電所に係る安全対策について

- 1 高浜発電所の安全対策や住民避難計画に係る輸送体制、避難指示伝達、また、安定ヨウ素剤の配備・配布計画などについては、更に詳細な計画策定が必要であり関係機関の支援をお願いいたします。
- 2 関西電力は事業者としての責任において、安全性の更なる向上のための対策とともに十分な説明をお願いします。
- 3 「高浜地域の緊急時対応」については、緊急時の連絡体制や情報伝達体制、輸送バスの配備計画など京都府や関西広域連合さらには国の支援体制と計画を立てていただいているところですが、要支援者の避難時のマンパワーや車両整備、避難時の交通渋滞解消対策など具体的なところでは課題が多い状況がありますので、詳細な住民避難計画策定に対して更なる支援をお願いいたします。

高浜発電所に係る安全対策について

1 原子力施設に対しての安全対策について、原子力規制庁によって新規制基準が設けられ、電力会社では、それに基づいた対策がとられている。そしてその対策は新規制基準に基づく検査に合格している。このことで従来と比較して安全性が高まっていることはわかった。福島と同程度の地震・津波が起きても決してあのような事故には繋がらないことも分かった。

しかし、その対策でも防ぎきれない災害が起こった際に、誰が責任をとるのかということが、気になる。住民はそこに不安を持っている。

万が一の際には、国が責任を持つと明言していただきたい。さらに言えば、どのようにして責任を持つんだと具体的なことが示されなければ、住民は安心できない。責任について、明確に、具体的に示すようにしていただきたい。

2 福島の復興についても、いつまでも復興に時間がかかっていると、こちらで原子力災害が起こった時にも生活を取り戻すまでに相当の時間を要することが心配される。効率の良い除染方法の研究であるとか、汚染水の防止方法であるとか、そういったことにも力を入れていただければ、万が一の際に、先の見通しが立たないなどの不安が減るのではないかと思う。

3 我々もこの地域協議会で説明を求め意見を述べた、地元でも説明会を開き質疑も行った。真摯にお答えいただいたと思う。そして近い将来、卒原発となることを期待する。

高浜発電所に係る安全対策について

- 1 「住民説明会」の開催をもって、本町内全ての住民の理解が深まったとは言い切れず、今後、放射能汚染に対する住民の不安の声、各種対策などに対する説明を求める声、さらに、我が国のエネルギー政策の動向など、必要が生じた場合は、さらなる説明の機会を設けていただきたい。
- 2 発電所における事故を起こさないようにする対策については、全ての関係機関による不断の取り組みが不可欠であるが、万が一に重大事故が発生した場合には、政府がその責任を負うとの説明であり、今後、その責任の具体性を住民に示していただきたい。
- 3 例えば、事故発生時の避難経路の新設・改良や、新たなモニタリングポストの設置、さらには、UPZ圏内の地域振興対策など、発電所立地府県でない京都府内の市町に対する、新たな支援制度の創設をお願いしたい。